

地区計画等の区域内における行為の届出書について

～届出の手続き～

1. 届出期間

工事着手の30日前までとなっています。

2. 届出先

下欄の担当室あて、2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

届出書（様式1）には次の図面を添付してください。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内容に適合している状況を明記してください。

届出が必要な行為	添付図書
建築物の新築、増築、改築、移転（*1）、 工作物の建設等（*2）	位置図、配置図、緑化施設平面図、平面図、立面図、 外構断面図、委任状（*3）

備考

*1 確認申請を伴わない増築等も含まれます。

*2 擁壁や垣又はさくなどの建設のほか、土地の区画形質の変更も該当します。

*3 委任された設計者等の連絡先を記入してください。

___で示された図書は、法律により添付することが定められているものです。また、立面図は2面以上必要です。

～添付図書に関する留意点～

図面には、制限内容に適合している状況を明記してください。（上記以外の図面等が必要になる場合もあります。）

～届出内容に変更が生じたとき～

変更届（様式2）に上記図書を添付し、2部提出してください。

～工事が完了したとき～

- ・行為が完了したら速やかに完了届を提出してください。
- ・完了届には委任状、届出書（副本）の写し、位置図、配置図、竣工写真（地区計画の届出の内容が確認できるもの）を添付して1部提出してください。
- ・届出の内容に不都合が認められるときは、必要な指導を行うことがあります。